

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.1
【根拠条文】 法第27条の25第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 キャンターフィッツジェラルド証券株式会社
代表取締役社長 村田 光央
【住所又は本店所在地】 東京都港区赤坂五丁目3番1号 赤坂Bizタワー38階
【報告義務発生日】 2025年11月27日
【提出日】 2025年11月28日
【提出者及び共同保有者の総数
(名)】 1
【提出形態】 その他
【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が 1 %以上増加したこと及び株券等に関する担保契約等重要な契約
に変更が生じたこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	カルナバイオサイエンス株式会社
証券コード	4572
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所グロース市場

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	キャンター フィツジエラルド ヨーロッパ (Cantor Fitzgerald Europe)
住所又は本店所在地	英国 E14 5HU ロンドン カナリー・ワーフ ファイブ・チャーチル・ブレイス (5, Churchill Place, Canary Wharf, London, United Kingdom E14 5HU)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	1990年5月24日
代表者氏名	Lakhvir Kaur
代表者役職	チーフ・オペレーティング・オフィサー
事業内容	証券業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区赤坂五丁目3番1号 赤坂Bizタワー38階 キャンターフィツジエラルド証券株式会社 証券業務部 証券業務部長 中島 有子
電話番号	03-4589-9221

(2)【保有目的】

純投資

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B 3,383,772	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 3,383,772	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		3,383,772
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		3,383,772

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2025年9月30日現在)	V	19,150,500
上記提出者の株券等保有割合(%) (T / (U+V) × 100)		15.02
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		9.68

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2025年9月29日	転換社債型新株予約権付社債(第2回無担保 転換社債型新株予約権付社債)	1,256,913	5.58	市場外	取得	179.01

2025年11月27日	転換社債型新株予約権付社債（第3回無担保転換社債型新株予約権付社債）	1,335,470	5.93	市場外	取得	168.48
-------------	------------------------------------	-----------	------	-----	----	--------

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

発行者と提出者は2025年7月28日付の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債、2025年9月29日付の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び2025年11月27日付の第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、総称して「本新株予約権付社債」という。）の第三者割当に関して、引受契約を締結した。同契約に基づき、提出者は、本新株予約権付社債の全てを（発行要項に従って）転換し、その結果生じた発行者の普通株式を、各場合において、海外機関投資家（その投資に係る意思決定機関が日本国外にある機関投資家をいう。）である第三者に対して売却していく意向である（但し、提出者が発行者の普通株式につき、発行者による事前の承諾を書面により得ている場合、又は、その他一定事由の発生により、金融商品取引所で売却を行う場合を除く。）。

本新株予約権付社債の譲渡の際に発行者の書面による承諾が必要である。

発行者は、提出者による一部又は全部の本新株予約権付社債の転換を停止することをいかなる時点においても禁じられるものとする。

発行者は、償還予定日の少なくとも1ヶ月前までに提出者に事前に書面により通知することにより、残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を償還することができる。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額 (W) (千円)	675,000
借入金額計 (X) (千円)	
その他金額計 (Y) (千円)	
上記 (Y) の内訳	
取得資金合計 (千円) (W+X+Y)	675,000

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地